

**(2) 経営協議会****① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

経営協議会は、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、国立大学法人法第 20 条の規定により、平成 16 年 4 月から全ての国立大学法人に設置されたものであり、主な審議事項は次のとおりである。

- i) 中期目標についての意見（国立大学法人法第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項のうち、本法人の経営に関する事項
- ii) 中期計画に関する事項のうち、本法人の経営に関する事項
- iii) 基本規則、学則（本法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- iv) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- v) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- vi) その他本法人の経営に関する重要事項

**イ 組織の構成及び構成員等**

本法人の経営協議会は、学長、学長が指名した理事（2 人）、学長が指名した副学長（1 人）、学長が指名した職員（2 人）、役員又は職員以外の者で大学に関し広く、かつ、高い識見を有するものの中から、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命した者（7 人）の計 13 人で構成している。

令和 6 年度における経営協議会委員（職名は令和 6 年 4 月 1 日現在）は、次のとおりである。

議長	林 泰 成	学長
	中 山 勘次郎	理事 兼 副学長
	出 口 利 定	理事
	渡 部 洋一郎	副学長
	松 崎 和 之	理事兼事務局長
	志 村 喬	副学長
	有 松 育 子	元国立教育政策研究所所長
	五十嵐 守 男	新潟県中学校長会会長・上越市立城西中学校長
	大久保 昇	株式会社内田洋行 代表取締役社長
	小 原 芳 明	学校法人玉川学園理事長・玉川大学学長・玉川学園学園長
	霜 越 隼 人	株式会社スポーツエンターテイメントアソシエイツ 代表取締役社長
	高 橋 信 雄	上越商工会議所会頭
	中 川 幹 太	上越市長

**② 運営・活動の状況****ア 委員会等の開催状況**

令和 6 年度は次のとおり 4 回の会議を開催した。

- ・ 第 95 回 令和 6 年 6 月 24 日（月）
- ・ 第 96 回 令和 6 年 10 月 21 日（月）

- ・ 第 97 回 令和 7 年 1 月 31 日 (金)
- ・ 第 98 回 令和 7 年 3 月 24 日 (月)

#### イ 審議された主な事項

令和 6 年度の主な審議事項は、①第 4 期中期目標期間 (令和 5 事業年度) に係る業務の実績に関する報告書 ②令和 5 事業年度決算 ③令和 7 年度概算要求 ④令和 6 年度学内補正予算 (第 1 次) ⑤非常勤職員給与の改定 ⑥令和 6 年度人事院勧告への対応 ⑦令和 6 年度学内補正予算 (第 2 次) ⑧国立大学法人ガバナンス・コードに係る適合状況等に関する報告 ⑨給与関係規則の改正 ⑩令和 6 年度学内補正予算 (第 3 次) ⑪令和 7 年度学内予算編成方針 ⑫本学専門職学位課程評価基準に係る自己点検・評価結果 ⑬職員宿舍中長期計画の改定 ⑭人事関係規則の一部改正 ⑮役員の退職手当に係る業績勘案率 ⑯会計規則等の一部改正等 ⑰授業料その他の費用に関する規程の一部改正 ⑱令和 6 年度学内補正予算 (第 4 次) ⑲令和 7 年度学内予算 ⑳本学自己点検・評価規則に基づき評価基準の一部改正 ㉑令和 7 年度自己点検・評価の実施計画

#### ③ 優れた点及び今後の検討課題等

委員への会議資料の事前送付や書面審議を活用することにより、審議時間の短縮及び有益な示唆や指導・助言を得る時間を確保した。